

議百十
議百十一
議百十二

○議長(小林菊三君) 日程第十四議案第百十二号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百十二号市道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

本路線は栄通り、牛浜十字路の南西、三坂医院さんの裏側に位置いたします。幅員四メートル、延長百十九メートルの私道を、壽崎哲夫氏ほか四名から御寄付を受けたものでございます。

起点を五日市街道に接しました能川九〇一番地先におきまして、終点を都道立川青梅線、いわゆる栄通りでございますが、これに接します同町九八六一五番地先いたしました路線でございます。道路環境の整備を図り、もって一般交通の用に供するため、道路法第八条の規定に基づきまして、認定をしようとするものでございます。

以上、大変難駁でございましたが、慎重御審議の上、原案御決定くださるようお願い申し上げます。説明にかえてさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第百十二号については建設委員会に付託されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

たゞいま石川慶一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨、動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第百十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

委員会や審査のため、明八日から十九日まで、十二日間休会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって明八日から十九日まで、十二日間休会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は十二月二十日午前十時から開きます。
本日はこれをもって散会いたします。

午後一時三十五分 散会

昭和五十三年、度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長及び
同副委員長の互選結果報告

昭和五十三年、度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員長
及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、昭和五十三年、度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員長

森田 治 男

同副委員長

遠藤 洋 一

昭和五十四年十二月 七日

昭和五十三年、度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員

東 亜 春 表

福生市議会議長

小林 菊 三 殿

第四回福生市議会

定

例

会会議録(第十七号)

昭和五十四年十二月十日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎 君	二番	仲村清信 君
三番	加藤謹之助 君	四番	高水惣八 君
五番	東浦春浪 君	六番	村尾栄次 君
七番	森田治男 君	八番	田村市郎 君
九番	小野沢久 君	十番	遠藤洋一 君
十一番	原敏子 君	十二番	松山清 君
十三番	小林菊三 君	十四番	村野武男 君
十五番	鈴木藤次郎 君	十六番	貫井喜代次 君
十七番	関米吉 君	十八番	東田正治 君

議百十
議百十一
議百十二
議百十三
議百十四
議百十五
議百十六
議百十七
議百十八
議百十九
議百二十
議百二十一
議百二十二
議百二十三
議百二十四
議百二十五
議百二十六
議百二十七
議百二十八
議百二十九
議百三十
議百三十一
議百三十二
議百三十三
議百三十四
議百三十五
議百三十六
議百三十七
議百三十八
議百三十九
議百四十
議百四十一
議百四十二
議百四十三
議百四十四
議百四十五
議百四十六
議百四十七
議百四十八
議百四十九
議百五十
議百五十一
議百五十二
議百五十三
議百五十四
議百五十五
議百五十六
議百五十七
議百五十八
議百五十九
議百六十
議百六十一
議百六十二
議百六十三
議百六十四
議百六十五
議百六十六
議百六十七
議百六十八
議百六十九
議百七十
議百七十一
議百七十二
議百七十三
議百七十四
議百七十五
議百七十六
議百七十七
議百七十八
議百七十九
議百八十
議百八十一
議百八十二
議百八十三
議百八十四
議百八十五
議百八十六
議百八十七
議百八十八
議百八十九
議百九十
議百九十一
議百九十二
議百九十三
議百九十四
議百九十五
議百九十六
議百九十七
議百九十八
議百九十九
議百一百

第四定
第三目

十九番	宮沢良一 君	二十番	指田保雄 君
二十一番	末次性男 君	二十二番	小堺仁七 君
二十三番	岩田博 君	二十四番	塩野鉄之助 君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事 古谷徳男 君 議長 市川昭利 君 主事 島田幸治 君
 事務局長

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長 石川常太郎 君	助 役 橋本孝蔵 君	教育 長 町田浩二 君	役 兼 総務 長 篠崎俊夫 君
収入 役 橋本孝蔵 君	教育 長 町田浩二 君	役 兼 総務 長 篠崎俊夫 君	
企画財政部長 上野重勝 君	総務部長 森田猛 君		
市民部長 生子国利 君	福祉部長 内田和雄 君		
建設部長 浅見裕康 君	教育次長 高水求 君		
水道事務所長 田村忠雄 君	監査委員事務局長事務取扱 高水求 君		
事務取扱参事 乙津宗吉 君			
選挙管理委員 乙津宗吉 君			
会事務局長			

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十四年第四回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 十二月十日（月） 午後一時

日程第一

議案第百十三号

議会の議員の昭和五十四年十二月期期末手当の支給割合等を定める条例

日程第二

議案第百十四号

福生市の一般職員の昭和五十四年十二月期期末手当の支給割合等を定める条例

午後一時 開議

○議長（小林菊三君） ただいまから会議規則第九条第三項の規定により、昭和五十四年第四回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（小林菊三君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一 追加議案の送付について（別添参照）

○議長（小林菊三君） 以上で報告は終わりました。

○議長（小林菊三君） この際、議会運営委員長の報告は省略し、直ちに日程に入ります。

日程第一 議案第百十三号 議会の議員の昭和五十四年十二月期期末手当の支給割合等を定める条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役兼総務部長 篠崎俊夫君登壇)

○助役兼総務部長(篠崎俊夫君) 議案第百十三号議会の議員の昭和五十四年十二月期期末手当の支給割合等を定める条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

この十二月期において議員の皆様へ支給すべき期末手当の支給割合は、市の職員の支給率が二十六市一斉に三・三ヵ月プラス一万円の予定でございまして、その例に準じまして一定の計算方式によって計算いたしました結果、今回の支給割合は、本案記載のとおり報酬月額百分の二百八十七・九%と定めようとするものでございます。

なお、まことに申しわけございませんが、今回の期末手当の支給は、本日御議決をいただいたとしても、条例で定める十二月十五日までの支給は物理的に不可能でございまして、この条例案の附則第二項において、十五日を十七日と読みかえようとするものでございます。

御審議をいただきまして、原案とおり御可決、御確定あらんことを

お願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十三号につきましては、委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十三号は、

原案どおり可決いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第二議案第百十四号 福生市の一般職員の昭和五十四年十二月期期末手当の支給割合等を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（助役兼総務部長 篠崎俊夫君登壇）

○助役兼総務部長（篠崎俊夫君） 議案第百十四号 福生市の一般職員の昭和五十四年十二月期期末手当の支給割合等を定める条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案もこの十二月期において、市の職員に支給すべき期末手当の支給割合を、給料等の月額額の百分の二百五十三と定めようとするものでございます。また、本案の御議決をいただきますと、職員に支給する期末勤勉手当の実質支給率は、三、一三ヵ月プラス一万円に相当するものでございます。

なお、附則の第二項において、議員さんの期末手当と同様、今回限り十五日を十七日と読みかえようとするものでございます。

御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

一番（石川慶一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十四号につきましては、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありません。

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第百十四号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時六分 散会

写

福総庶発第二千三百三十三号

昭和五十四年十二月八日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

追加議案の送付について

昭和五十四年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第百十三号 議会の議員の昭和五十四年十二月期期末手当の支給割合等を定める条例

二 議案第百十四号 福生市の一般職員の昭和五十四年十二月期期末手当の支給割合等を定める条例

第四回福生市議会

定例

会会議録(第十八号)

昭和五十四年十二月二十日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。
一 出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎 君	二番	仲村清信 君
三番	加藤謹之助 君	四番	高水惣八 君
五番	東浦春浪 君	六番	村尾栄次 君
七番	森田治男 君	八番	田村市郎 君
九番	小野沢久 君	十番	遠藤洋一 君
十一番	原敏子 君	十二番	松山清 君
十三番	小林菊三 君	十四番	村野武男 君
十五番	鈴木藤次郎 君	十六番	貫井喜代次 君
十七番	関米吉 君	十八番	東田正治 君

十九番	宮沢良一	君	二十番	指田保雄	君
二十一番	末次性男	君	二十二番	小堺仁七	君
二十三番		君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員は次のとおりである。

二十三番 岩田 博君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事事務局職員は次のとおりである

議事事務局局長 古谷徳男 君

議事係長 市川昭利 君

臨事速記事務補佐員 伊藤美知子 君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	石川常太郎 君	助	役兼総務部長	篠崎俊夫 君
収入役	橋本孝蔵 君	教 育 長	町田倍二 君	
企画財政部長	上野重勝 君	総務部長		
市民部長	生子国利 君	福祉部長	森田 猛 君	
建設部長	浅見裕康 君	教育次長	内田和雄 君	
水道事務所長		監査委員事務局長事務取扱	高水 求 君	
事務取扱参事	田村忠雄 君			
選挙管理委員				
会事務局長	乙津宗吉 君			

一 本日の議事日程は次のとおりである。